



# 山形県公報

平成23年8月26日(金)  
第2272号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 災害等による県税の納期限等の指定……………(税 政 課) ……863
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……864
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業  
の廃止……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……865
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 事業の認定……………(用 地 課) ……866
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……867
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( 同 ) ……869

### 公 告

- 財団法人道府県会館(災害共済事業及び機械損害共済事業)の経営状況……………(管 財 課) ……870
- 平成23年度クリーニング師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同
- 指定管理者の募集……………(観光交流課) ……同
- 同……………(経済交流課) ……871
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(鶴岡工業高等学校) ……872
- 一般競争入札の公告……………(警 察 本 部) ……同

### そ の 他

- 平成23年度行政書士試験の実施に係る受験手続の変更……………(市 町 村 課) ……874

## 告 示

### 山形県告示第721号

平成23年4月県告示第344号(災害等による県税の納期限等の延長)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの(法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税並びに地方消費税の納税者に係るもの(個人の事業税にあっては、申告に限る。)に限る。)は、その期限が平成23年3月11日から同年9月29日までに到来するものについて、同月30日とする。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 指定地域

岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町を除く。)及び宮城県(石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町を除く。)

**山形県告示第722号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ソーシャルサービス	ソーシャルいずみ 酒田市東泉町五丁目5番6	通 所 介 護	平成23. 8. 5

**山形県告示第723号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
企業組合労協センター事業団 東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F	労協センター事業団ヘルパーステーションらいふ 鶴岡市道形町6番地54号 加藤会館 101	居 宅 介 護	平成22. 7. 31

**山形県告示第724号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月26日から同年9月8日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢950番から  
同 3622番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年8月26日

**山形県告示第725号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年8月26日から同年9月8日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字大瀬字松川三751番6から 同 字上ノ林1289番4まで	旧	42.8 <small>メートル</small> } 8.3	<small>メートル</small> 68
同 上	新	57.0 <small>メートル</small> } 20.5	同 上

**山形県告示第726号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年8月26日から同年9月8日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字大瀬字新林1188番1から 同 1178番20まで	旧	49.5 <small>メートル</small> } 33.0	<small>メートル</small> 41
同 上	新	50.0 <small>メートル</small> } 35.7	同 上

**山形県告示第727号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年8月26日から同年9月8日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字大瀬字松川三751番6から  
同 字上ノ林1289番4まで
- 3 供用開始の期日 平成23年8月26日

**山形県告示第728号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年8月26日から同年9月8日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字大瀬字新林1188番1から  
同 1178番20まで
- 3 供用開始の期日 平成23年8月26日

## 山形県告示第729号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 起業者の名称

山形市

## 2 事業の種類

山形市飯塚コミュニティセンター建設事業及びこれに伴う農業用水路改修工事

## 3 起業地

(1) 収用の部分 山形市横道地内

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市飯塚コミュニティセンター建設事業（以下「本体事業」という。）は、地域住民の自主的な地域づくり活動の拠点施設であるコミュニティセンターの建物を移転改築するものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

また、本体事業の施行により、敷地と既存建物間に存する農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する事業に該当する。

以上のことから、山形市飯塚コミュニティセンター建設事業及びこれに伴う農業用水路改修工事（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 従来の地区公民館は、使用機会の公平性による画一的な運営等により、地区の独自性や特性を生かした様々な取り組みにおいては対応が制限される場合があった。このような制限等を排除し、地域住民の自主的な地域づくり活動の支援を可能とするため、コミュニティセンターは、山形市コミュニティセンター条例の規定に基づき平成23年度に地区公民館から移行したものであり、地域の連帯意識を高め、世代間の交流を深めるための拠点としての機能も有している。

飯塚コミュニティセンターについても上記の機能が期待される所だが、築後37年が経過し、建物全体の老朽化が著しい上、この度の東日本大震災によって基礎部分までひびが入った状態になっており、耐震の観点から大きな課題を抱えている。

本件事業は、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援するという目的を達成するため、また、建物の耐震化を図り市民の安心・安全を守るため敷地を拡張し建物を建設するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、本件事業の起業地は民家等からある程度離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ハ 本件事業の起業地については、

起業地については、次の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った。その結果、本件起業地は、現在の土地を拡張して建設するため利用者の混乱を来たさないことや、県道交差点からある程度の距離を有するため、冬期降雪期の渋滞の要因を排除できることなど、最適と認められる。

① 建物の建設に必要な面積及び必要最小限の駐車スペースを確保できる面積をもつこと。

② 現在の敷地に隣接していること、又は現在の敷地の近辺であること。

③ 交通の利便性に優れていること。

④ 上水道の給水及び下水道の排水に問題がないこと。

⑤ 周辺住民への騒音等の環境面に問題がないこと。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 飯塚コミュニティセンターは、築後37年が経過し、建物全体の老朽化が著しく年々修繕箇所が増えてきていたが、この度の東日本大震災によって基礎部分までひびが入った状態になっており、耐震の観点から大きな課題を抱えている。

また、現施設は少ない部屋数に対し利用者は多く、利用時間帯を調整しながら対応しているところである。加えて、来館する利用者の大半は車を利用しているため、現在の駐車スペースでは不足しており、やむを得ず現施設西向かいの農協所有の敷地を借用している状況にある等、地域住民に不便を来している状況である。

一方、飯塚コミュニティセンターは、風水害時に避難するための場所であるとともに、災害が一段落した後、家を失った方々が臨時に生活する場所である「収容避難所」として、更には勤務時間外における市職員災害発生時の「参集場所（防災拠点）」としての機能も有しているところだが、耐震性の面から不安がある。また、東日本大震災を教訓として、今後発電機や投光機を新たに配備する予定であるが、保管場所の確保にも苦慮している。

以上のことから、本件事業は、地域住民の利便性を向上させるため老朽化や狭あい性を解消するとともに、施設の耐震化を図り市の収容避難所、防災拠点として市民の安全、安心を確保するなど、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本体事業及び関連事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市役所財政部管財課

山形県告示第730号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上東山沢	別紙図面のとおりに	土石流
平石水沢－2	別紙図面のとおりに	土石流
平石水沢－3	別紙図面のとおりに	土石流
平石沢	別紙図面のとおりに	土石流
鳶の木沢	別紙図面のとおりに	土石流

北の沢	別紙図面のとおり	土石流
中の沢	別紙図面のとおり	土石流
表沢	別紙図面のとおり	土石流
切畑沢1	別紙図面のとおり	土石流
切畑沢2	別紙図面のとおり	土石流
切畑	別紙図面のとおり	地すべり
玉ヶ入沢	別紙図面のとおり	土石流
三宝岡沢	別紙図面のとおり	土石流
下東山沢	別紙図面のとおり	土石流
下葛の木	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平石水-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平石水-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
葛の木-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
葛の木-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
合の原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
合の原2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
切畑1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
切畑1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
切畑2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
休石1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三宝岡-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三宝岡-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下東山2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下東山2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市

役所において縦覧に供する。

### 山形県告示第731号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上東山沢	別紙図面のとおり	土石流
平石水沢－2	別紙図面のとおり	土石流
平石沢	別紙図面のとおり	土石流
表沢	別紙図面のとおり	土石流
切畑沢1	別紙図面のとおり	土石流
切畑沢2	別紙図面のとおり	土石流
下蔦の木	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平石水－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平石水－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
蔦の木－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
蔦の木－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
合の原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
合の原2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
切畑1－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
切畑1－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
切畑2－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
休石1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三宝岡－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三宝岡－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

下東山2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下東山2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成22年度の災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 災害共済事業	
分担金その他収入	2,538,529,271円
災害共済金その他支出	1,917,873,330円
正味財産	4,489,218,609円
2 機械損害共済事業	
分担金その他収入	1,083,684,997円
災害共済金その他支出	739,571,444円
正味財産	416,705,718円

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成23年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	平成23年11月16日（水） 午前10時から午前11時30分まで	山形市松波二丁目8番1号 山形県庁
実 技 試 験	同 午後0時30分から	同

### 2 受験手続

受験願書を平成23年9月29日（木）から同年10月12日（水）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

### 3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国民宿舎竜山荘
- (2) 所在地 山形市蔵王温泉字川前938番の4
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成23年8月26日（金）から同年10月5日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
  - (2) 配布場所 山形県商工観光部観光経済交流局観光交流課観光企画・観光地域づくり担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-2104  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成23年9月28日（水）から同年10月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年10月5日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他  
この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県国際交流センター
  - (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。  
なお、サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各構成団体についても、応募資格の要件を満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
  - (5) 山形県内に主たる事務所（本店）を有するものであること。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成23年8月26日（金）から同年9月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所 山形県商工観光部観光経済交流局経済交流課国際室（山形県パスポートセンター）郵便番号990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階 電話023-647-2566  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成23年9月28日（水）から同年10月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年10月5日（水）までの消印があるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立鶴岡工業高等学校事務室 鶴岡市家中新町8番1号 電話番号0235(22)5505
- 3 落札者を決定した日 平成23年8月3日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号
- 5 落札金額 4,630,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年6月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成23年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日時 平成23年10月6日（木）午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品及び特定役務の名称並びに数量  
交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービス 一式

- (2) 調達をする物品及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成24年3月1日から平成29年2月28日まで
  - (4) 納入期限 入札説明書による。
  - (5) 納入場所 入札説明書による。
  - (6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち1か月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち1か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) これまでに、山形県又は他都道府県において、交通管制システム上位装置の導入及び運用保守に関する実績があること。
  - (5) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 当該賃貸物品に対し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 提供される役務が9の(1)により提出された応札物品仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号 023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

（以下「応札物品仕様書等」という。）を平成23年 9 月 9 日（金）午後 4 時までに山形県警察本部交通部交通規制課に提出すること。この場合において、応札物品仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書等については、2の(1)の物品及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Traffic Control System: 1set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. october 6th, 2011
- (3) Contact point for the notice: Traffic Control Center, Traffic Regulation Section, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023-626-0110

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成23年度行政書士試験の実施に係る受験手続の一部を次のとおり変更する。

平成23年 8 月 26 日

財団法人行政書士試験研究センター

理 事 長 木 寺 久

#### 1 郵送による受験申込み

##### (1) 受付期間

（変更前）

平成23年 8 月 1 日（月）から同年 9 月 2 日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

（変更後）

平成23年 8 月 1 日（月）から同年 9 月 12 日（月）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

##### (2) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

###### イ 郵送配布

（変更前）

平成23年 8 月 1 日（月）から同月 26 日（金）までに、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号：A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記宛先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）。

宛先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

（変更後）

平成23年 8 月 1 日（月）から同年 9 月 5 日（月）までに、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号：A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記宛先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）。

宛先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

ロ 窓口配布  
(変更前)

配 布 場 所	所 在 地	配 布 期 間
山形県企画振興部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	平成23年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西庁舎	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北庁舎	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西庁舎	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	平成23年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(変更後)

配 布 場 所	所 在 地	配 布 期 間
山形県企画振興部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	平成23年8月1日（月）から同年9月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西庁舎	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北庁舎	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西庁舎	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	平成23年8月1日（月）から同年9月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

2 インターネットによる受験申込みの受付期間  
(変更前)

平成23年8月1日（月）午前9時から同月30日（火）午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後

5時で終了し、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

（変更後）

平成23年8月1日（月）午前9時から同年9月7日（水）午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。